

令和2年度第1回 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会  
次第（書面開催）

令和2年6月2日（火）

- 1 委員委嘱(委嘱状交付)
- 2 委員紹介 .....資料1
- 3 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会について .....資料2
- 4 会長・副会長の選出、各委員の所属部会名の確認、部会長の指名 .....資料3
  
- 5 議事【報告事項】
  - (1) 令和2年度の審議会・各部会の開催と審議等事項について .....資料4
  - (2) 「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」の策定に向けた検討について .....資料5
  - (3) 「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」の実施について .....資料6
  - (4) 「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく苦情処理の流れについて .....資料7
  - (5) せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）の開設について .....資料8
  - (6) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた世田谷区の対応について（男女共同参画及び多文化共生関連） .....資料9

【事務局】

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課

電話 03-5432-2259 FAX.03-5432-3005

E-mail : SEA02409@mb.city.setagaya.tokyo.jp

世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会 委員名簿

資料1

敬称略

|    | 氏名                           | フリガナ        | 肩書き                          |
|----|------------------------------|-------------|------------------------------|
| 1  | 江原 由美子                       | エハラ ユミコ     | 横浜国立大学都市イノベーション研究院教授         |
| 2  | 男女共同参画<br>(学識経験者)            | 加藤 秀一       | 明治学院大学社会学部教授                 |
| 3  |                              | 上杉 崇子       | 弁護士                          |
| 4  | 男女共同参画<br>(関係団体)             | 薬師 実芳       | NPO法人Rebit代表理事               |
| 5  |                              | 池田 ひかり      | 明治学院大学ハラスメント相談支援センターコーディネーター |
| 6  | 霜崎 敏一                        | シモザキ トシカズ   | 東京商工会議所 世田谷支部 事務局長           |
| 7  | 町会・自治会・産<br>業団体・人権擁<br>護関係団体 | 矢島 嗣久       | 世田谷区町会総連合会 副会長               |
| 8  |                              | 小島 和子       | コジマ カズコ                      |
| 9  | 多文化共生<br>(学識経験者)             | 山脇 啓造       | 明治大学国際日本学部教授                 |
| 10 |                              | 田村 太郎       | (一財)ダイバーシティ研究所代表理事           |
| 11 |                              | 藤井 美香       | (公財)横浜市国際交流協会                |
| 12 | 多文化共生<br>(関係団体)              | ゴロウイナ・クセーニヤ | イクリスせたがや 副代表                 |
| 13 |                              | 斎藤 利治       | サイトウ トシハル                    |
| 14 | 公募委員                         | 藤原 由佳       | フジワラ ユカ                      |
| 15 |                              | 蔡 和美        | サイ カズミ                       |

|     |        |            |                                      |
|-----|--------|------------|--------------------------------------|
| 事務局 | 松本 公平  | マツモト コウヘイ  | 世田谷区生活文化政策部長                         |
|     | 小野 恭子  | オノ キョウコ    | 世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課長             |
|     | 松田 京子  | マツダ キョウコ   | 世田谷区生活文化政策部国際課長                      |
|     | 泉 圭子   | イズミ ケイコ    | 世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課人権・男女共同参画担当係長 |
|     | 平田 根久  | ヒラタ モトヒサ   | 世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課人権・男女共同参画担当係長 |
|     | 市村 英太郎 | イチムラ エイタロウ | 世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課人権・男女共同参画担当   |
|     | 小林 司   | コバヤシ ツカサ   | 世田谷区生活文化政策部国際課国際担当係長                 |
|     | 大川 純平  | オオカワ ジュンペイ | 世田谷区生活文化政策部国際課国際担当                   |
|     | 下岡 健太郎 | シタオカ ケンタロウ | 世田谷区生活文化政策部国際課国際担当                   |

## 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会について

## 1 設置根拠

- (1) 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例(第10条)  
(裏面参照)
- (2) 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則(第2条～第6条)(裏面参照)

## 2 概要

## (1) 審議会について

男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議することを目的とした、区長の附属機関です。

区長の諮問に応じ、行動計画に関すること、男女共同参画・多文化共生施策の推進に関する事項について調査審議し、区長に対して意見を述べていただきます。

## (2) 委員について

学識経験者、区内に住所を有する者、その他必要があると認める者のうちから区長が委嘱します。

人数は15名以内です。

## (内訳)

- ・学識経験のある者 6名以内
- ・区内に住所を有する者、関係団体等の代表及び関係行政機関の職員 9名以内  
任期は2年とします。(再任可能です)

## (3) 部会について

審議会に、男女共同参画、多文化共生に関する事項その他の専門的事項を調査審議するため又は調査審議を効率的に行うため、部会を設置します。

部会には、「男女共同参画推進部会」及び「多文化共生推進部会」があります

## (4) 審議会・部会の開催予定について

審議会は年間2～3回、部会はそれぞれ2回～4回程度開催します。

令和2年度の開催予定については、資料4でご説明いたします。

## 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（抜粋）

第10条 男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

行動計画に関すること。

前号に掲げるもののほか、男女共同参画・多文化共生施策の推進に関し区長が必要と認める事項

3 審議会は、学識経験者、区内に住所を有する者その他必要があると認める者のうちから区長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に、男女共同参画、多文化共生に関する事項その他の専門的事項を調査審議するため又は調査審議を効率的に行うため、部会を置くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則（抜粋）

第2条 条例第10条第1項に規定する世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次のとおりとする。

学識経験のある者 6名以内

区内に住所を有する者、関係団体等の代表及び関係行政機関の職員 9名以内

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第4条 審議会は、会長が招集する。

第5条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を聴くことができる。

4 審議会を傍聴しようとする者は、会長に申し出るものとする。

第6条 条例第10条第5項の規定に基づき、審議会に部会を置く。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 部会の議事の定足数及び表決数については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

## 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」部会構成委員（案）

敬称略

## 1 男女共同参画推進部会

| 氏 名    | 肩書                           |
|--------|------------------------------|
| 江原 由美子 | 横浜国立大学都市イノベーション研究院教授         |
| 加藤 秀一  | 明治学院大学社会学部教授                 |
| 上杉 崇子  | 弁護士                          |
| 薬師 実芳  | NPO 法人 Rebit 代表理事            |
| 池田 ひかり | 明治学院大学ハラスメント相談支援センターコーディネーター |
| 霜崎 敏一  | 東京商工会議所 世田谷支部 事務局長           |
| 小島 和子  | 世田谷区人権擁護委員                   |
| 藤原 由佳  | (公募委員)                       |
| 蔡 和美   | (公募委員)                       |

## 2 多文化共生推進部会

| 氏 名         | 肩書                 |
|-------------|--------------------|
| 山脇 啓造       | 明治大学国際日本学部教授       |
| 田村 太郎       | (一財)ダイバーシティ研究所代表理事 |
| 藤井 美香       | (公財)横浜市国際交流協会      |
| ゴロウィナ・クセーニヤ | イクリスせたがや 副代表       |
| 斎藤 利治       | NPO 法人アジアの新しい風 理事  |
| 矢島 嗣久       | 世田谷区町会総連合会 副会長     |
| 藤原 由佳       | (公募委員)             |
| 蔡 和美        | (公募委員)             |

## 3 その他

公募委員は、男女共同参画推進部会・多文化共生推進部会の両方に所属していただきます。

令和2年6月2日  
生活文化政策部  
人権・男女共同参画担当課  
国 際 課

## 令和2年度の審議会・各部会の開催と審議等事項について

平成30年度に設置した当審議会及び2部会では、年間2回程度開催を標準に、男女共同参画・多文化共生推進条例に基づく10年間の行動計画「世田谷区第二次男女共同参画プラン」の進捗状況への意見、「世田谷区多文化共生プラン」策定への意見などを行ってまいりました。

令和2年度は、両プランの進捗状況への意見に加え、令和4年度施行予定の「世田谷区第二次男女共同参画プラン」の後期計画を見直す「調整計画」策定の検討(区長諮問事項)及び実態調査についての意見をいただく予定です。そのため、例年より開催回数が多くなっております。

現時点での年間開催時期と審議等事項は、資料4 - 2でご確認願います。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大により、書面開催となる場合がございます。

|           |            |    |
|-----------|------------|----|
| 令和2年度開催予定 | 審議会        | 3回 |
|           | 男女共同参画推進部会 | 4回 |
|           | 多文化共生推進部会  | 2回 |

資料4では、以下の通り省略して表記しています。

- ・男女プラン 世田谷区第二次男女共同参画プラン
- ・男女プラン報告書 令和元年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書
- ・男女プラン調整計画 (仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画
- ・区内企業調査 区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査
- ・多文化プラン 世田谷区多文化共生プラン
- ・多文化プラン報告書 令和元年度世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書

## 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会及び各部会 令和2年度年間予定表

| 月   | 審議会      | 男女共同参画推進部会  | 多文化共生推進部会   |
|-----|----------|---|---|
| 6月  | 6月2日 第1回 |   |   |
| 7月  |          | 7月下旬 第1回<br>(協議予定案件)<br>・区内企業調査の実施について<br>10月実施予定の区内企業調査<br>(資料6参照)について、調査<br>項目のたたき台をご提示し、ご<br>意見をいただきます。  |   |
| 8月  |          | 8月下旬 第2回<br>(報告予定案件)<br>・男女プランの取組み状況の報告<br>について<br>条例第9条第3項に基づき、男<br>女プランに基づく施策の実施状<br>況をとりまとめ、毎年9月に公<br>表しています。<br>男女プラン報告書の案をご提示<br>し、令和元年度の取組み状況を<br>報告します。いただいたご意見<br>を取りまとめ、男女プラン報告<br>書を確定します。<br>・区内企業調査の調査票について<br>第1回部会でいただいた意見を<br>反映させた調査票をご提示しま<br>す。<br>・犯罪被害者等支援の検討につ<br>いて<br>犯罪被害者等支援の施策案につ<br>いて報告します。 | 8月上旬 第1回<br>(報告予定案件)<br>・多文化プランの取組み状況の報<br>告について<br>条例第9条第3項に基づき、平<br>成31年3月に策定した多文化<br>プランに基づく施策の実施状況<br>をとりまとめ、毎年9月に公表<br>することとしています。<br>多文化プラン報告書の案をご提<br>示し、令和元年度の取組み状況<br>を報告します。いただいたご意<br>見を取りまとめ、多文化プラン<br>報告書を確定します。 |
| 9月  |          | (9月 男女プラン報告書を発行<br>し、部会委員の皆様へ送付しま<br>す。)  | (9月 多文化プラン報告書を発<br>行し、部会委員の皆様へ送付し<br>ます。)   |
| 10月 |          |   |   |

| 月   | 審議会   | 男女共同参画推進部会  | 多文化共生推進部会   |
|-----|---|---|---|
| 11月 | <p>11月中旬 第2回<br/>(審議予定案件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女プラン調整計画の策定にあたっての考え方について<br/>調整計画策定にあたっての考え方についてお諮りします。答申は令和3年第2回審議会(令和3年秋)にていただく予定です。</li> </ul> | <p>11月下旬 第3回<br/>(審議予定案件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女プラン調整計画基本目標、について<br/>男女プラン調整計画の策定に向け、基本目標についてたたき台をご提示し、ご意見をいただきます。</li> <li>(報告予定案件)</li> <li>区内企業調査の集計結果(速報値)について<br/>回収率や単純集計結果、クロス集計案などをご提示し、調査結果をまとめるうえでのご意見をいただきます。</li> <li>犯罪被害者等支援策について<br/>令和3年度から実施予定の犯罪被害者等支援の施策について報告します。</li> </ul> |   |
| 12月 |   |   |   |
| 1月  | <p>1月下旬 第3回<br/>(報告予定案件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区内企業調査の結果について<br/>クロス集計を含めた調査報告書の案を提示し、今後の男女プラン調整計画策定の資料としてどう活用するべきか、ご意見をいただきます。</li> </ul>         |   |   |
| 2月  |   | <p>2月中旬 第4回<br/>(審議予定案件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女プラン調整計画基本目標、について<br/>男女プラン調整計画の策定に向け、基本目標についてたたき台をご提示し、ご意見をいただきます。</li> </ul>   | <p>2月中旬 第2回<br/>(報告予定案件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>せたがや国際交流センターの取組み状況について<br/>令和2年4月にキャロットタワー低層棟2階に開設した、せたがや国際交流センターの取組み状況を報告します。</li> </ul> |
| 3月  |   |   |   |



## 「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」の 策定に向けた検討について

### 1 主旨

区は、平成29年3月に策定した「世田谷区第二次男女共同参画プラン(計画期間:平成29年度~平成38年度)」に基づき、施策の推進に取り組んでいる。

本プランは、10年間の長期計画であることから、計画策定以降の社会情勢の変化や法制度の変革などに的確に対応する、令和4年度からの後期計画として、「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」を策定するため、検討を開始する。

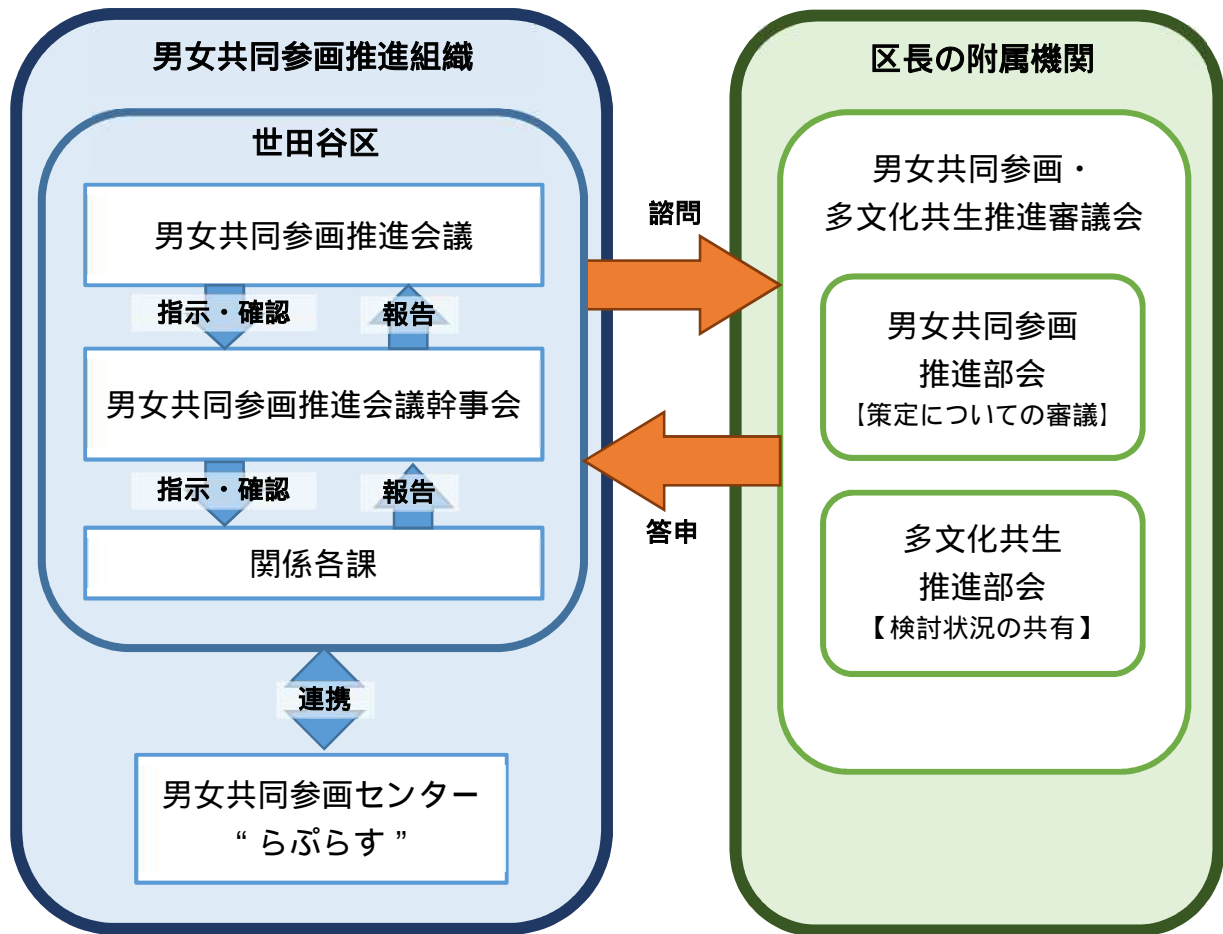
### 2 調整計画の策定方針について

- (1) 国の「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月末策定予定)「東京都男女平等参画推進総合計画」(平成29年度~平成33年度)との整合を図る。
- (2) 世田谷区基本計画・新実施計画(後期)との整合を図る。
- (3) 区が実施した「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」、今年度実施する「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」(資料6参照)を、計画策定の基礎資料とする。
- (4) 国の働き方改革本部の取り組みを見据え、区内における働き方改革を盛り込む。
- (5) DVと児童虐待が複合する実態、配偶者暴力防止法改正(令和2年)による、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の連携強化、世田谷区児童相談所と子ども家庭支援センターの連携を踏まえ、虐待防止との連動の観点からDV防止に向けた取り組みを盛り込む。

### 3 検討体制

- (1) 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会
  - ・本審議会が、世田谷区長から「調整計画策定にあたっての考え方」について諮問を受け、審議し、考え方をまとめ区長へ答申する。
  - ・審議会での審議に向けた具体的な検討は、男女共同参画推進部会で行う。
- (2) 庁内の検討体制
  - ・世田谷区男女共同参画推進会議(部長級)
  - ・世田谷区男女共同参画推進会議幹事会(関係課長)
  - ・作業部会(係長級)

## 調整計画の検討体制



### 4 策定スケジュール

|      |     |                              |
|------|-----|------------------------------|
| 令和2年 | 10月 | 区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査       |
|      | 11月 | 審議会への調整計画策定への諮問（答申確定まで3回程度）  |
| 令和3年 | 9月  | 計画素案、区民意見募集（シンポジウムの実施も検討）    |
|      | 11月 | 審議会から区長へ答申                   |
| 令和4年 | 3月  | 「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」策定 |

## 「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」の実施について

## 1 主旨

区では、男女共同参画社会の推進にあたり、区内企業における男女共同参画の状況を把握するとともに、今後の施策や新たな計画策定の基礎資料とするため、5年ごとに区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査を行っている。

今年度は、前回調査(平成27年度)から5年を経過するため、以下のとおり実施する。

## 2 概要

## (1) 調査方法

調査用紙郵送による調査(返信用封筒同封)

## (2) 調査対象

区内にある従業員20人以上の全事業所 約2,000件

平成28年度経済センサス活動調査名簿から抽出

## (3) 調査期間

令和2年10月上旬～下旬

## (4) 調査項目

経年調査を基本に新項目を加えた事務局案に対し、男女共同参画推進部会のご意見を反映させ決定する。(35問程度)

女性の雇用・活躍推進の状況、育児・介護休業制度、仕事と家庭の両立支援制度、ワーク・ライフ・バランス、職場のハラスメント状況 等

## (5) 調査票の印刷・封入・集計・分析

調整計画策定支援業務委託の公募型プロポーザルにより特定した事業者への委託により行う。

## (6) その他

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う事業者への影響を考慮し、場合により調査時期延期(12月頃)、調査手法見直し(ウェブ調査併用)等を検討する。

## 3 スケジュール(予定)

|      |          |                           |
|------|----------|---------------------------|
| 令和2年 | 7月下旬     | 第1回男女共同参画推進部会(調査項目・設問の検討) |
|      | 8月下旬     | 第2回男女共同参画推進部会(調査票の確定)     |
|      | 10月上旬～下旬 | 調査実施                      |
| 令和3年 | 11月下旬    | 第3回男女共同参画推進部会(調査結果速報の報告)  |
|      | 1月下旬     | 第3回審議会(調査結果の報告)           |
|      | 2月       | 調査報告書の発行                  |

令和2年6月2日  
生活文化政策部  
人権・男女共同参画担当課

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく  
苦情処理の流れについて

1 経緯

男女共同参画・多文化共生に関する苦情申し立て者からの以下の要望があった。

- 条例に「必要と認めるときは、苦情処理委員会に諮問し」とあるが、諮問されるのかどうか分からない。知りたい。
- 申し立て後の苦情処理の流れを処理の進捗状況を知りたい。
- 苦情処理委員会において、直接、申し立て内容を説明したい。

これを受け、令和2年1月29日に開催した、第2回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会(以下「審議会」という。)で「処理の流れ(案)」を説明したところである。その際、委員より当事者間で解決できなかった場合を含む「相談」に関する対応について課題提起があったため、この点を踏まえ処理の流れを再整理した。

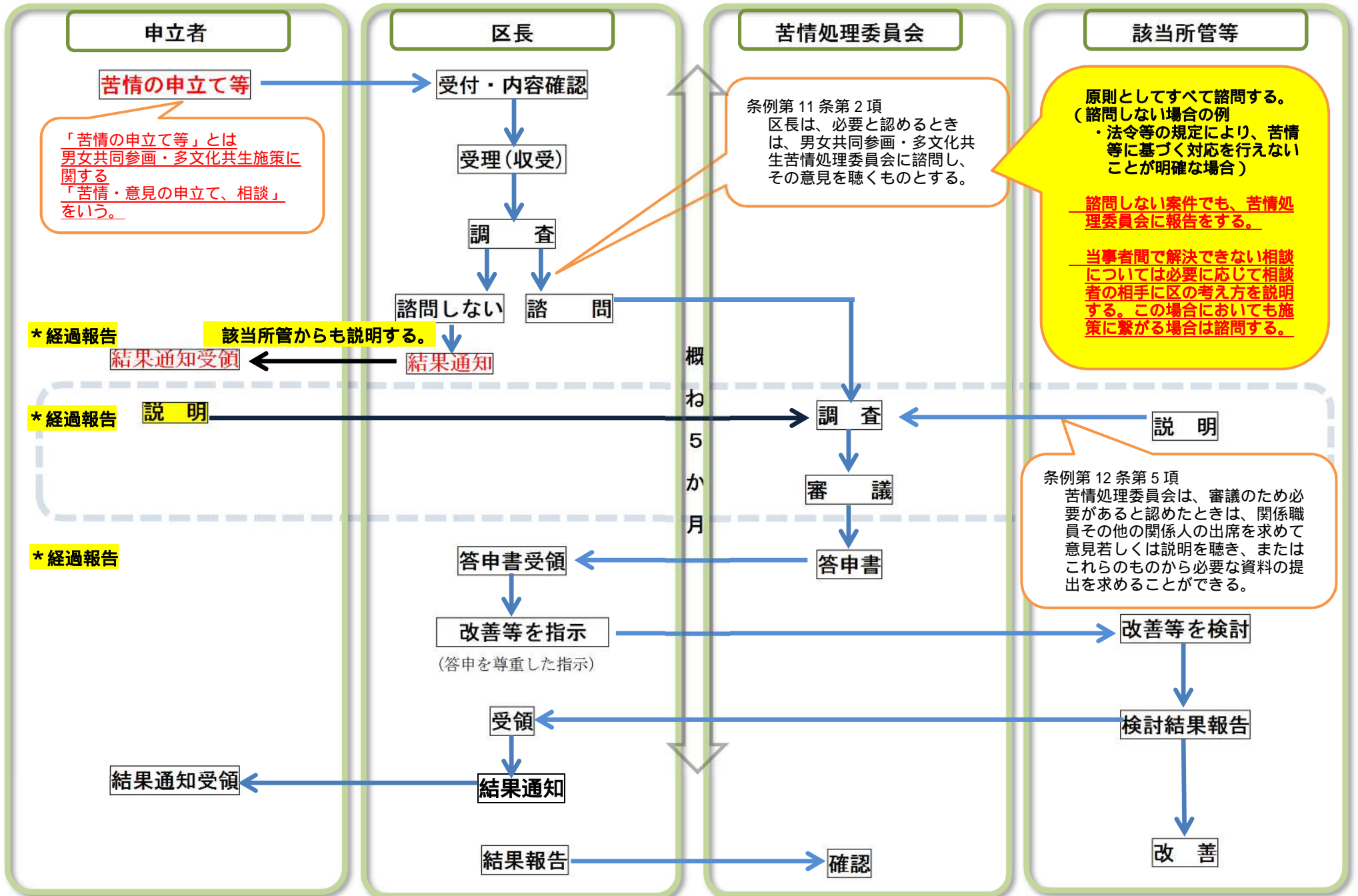
2 苦情申し立て等に係る処理の流れ(案)

資料7 - 2のとおり

3 今後の予定

本件について、世田谷区男女共同参画・審議会、苦情処理委員会の意見を踏まえ、決定する。なお、相談に関する処理の流れについては、条例施行規則の改正が必要であり、7月1日規則改正を目途に進める。

男女共同参画・多文化共生施策に関する苦情処理の流れ



## せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）の開設について

## 1 主 旨

区では、在住外国人の増加や東京 2020 大会開催を契機とした区民の国際化気運の高まり、さらに区を取り巻く国際社会の状況等を踏まえ、今後の国際施策の充実を図るため、令和 2 年 4 月、世田谷文化生活情報センター内に「せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）」を開設した。

## 2 せたがや国際交流センターの概要

- ( 1 ) 施設名称 せたがや国際交流センター Setagaya Intercultural Center
- ( 2 ) 施設愛称 クロッシングせたがや Crossing Setagaya
- ( 3 ) 開設場所 世田谷区立せたがや文化生活情報センター 2 階  
( 世田谷区太子堂 4 - 1 - 1 キャロットタワー低層棟 2 階 )
- ( 4 ) 施設面積 約 50.2 m<sup>2</sup> ( 別途、バックヤード約 20 m<sup>2</sup> )
- ( 5 ) 開 設 日 令和 2 年 4 月 3 日 ( 金 )
- ( 6 ) 開 館 日 火曜日～日曜日 午前 10 : 00 ～ 午後 6 : 00  
( 月曜日・年末年始休み )
- ( 7 ) 運 営 公益財団法人せたがや文化財団 ( 国際事業部 )
- ( 8 ) ホームページ <http://crossing-setagaya.com>

## 3 せたがや国際交流センターの機能

- ( 1 ) インターネットや情報紙を活用し、外国人向けの行政情報、生活・文化情報、地域情報の提供、発信
- ( 2 ) 外国人の支援や交流、国際貢献活動などを行う団体の情報の収集・提供・発信
- ( 3 ) 外国人居住者に係る生活相談の問い合わせ窓口 など  
将来的にプラットフォーム的な役割を果たしていくことをめざす。

令和 2 年 6 月 2 日  
生活文化政策部  
人権・男女共同参画担当課  
国 際 課新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた世田谷区の対応について  
(男女共同参画及び多文化共生関連)

## 1 これまでの経緯

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、また国や都の動きに合わせ、区は3月2日以降、区立の小学校・中学校、幼稚園、保育園等を休校・休園し、区主催イベントについて中止・延期等の対応をとった。3月26日には「世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、4月1日(一部3月31日)より5月31日までの間、区の施設の休館・利用休止等とした。

国は4月7日に、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言を行い、東京都はそれを受けて緊急事態措置を実施したが、5月25日に東京都を含めた全国について緊急事態宣言が解除された。東京都が策定したロードマップに基づき、学校・保育園等、区の主催イベント、各施設についても、順次再開に向けた準備が進められている。

男女共同参画及び多文化共生の分野においては、以下のように取り組んできた。今後も、感染症拡大の収束まで、順次取組みを進めていく。

## 2 男女共同参画分野における区の実践

## (1) 男女共同参画センターらぶらすの休館

3月31日(火)より5月31日(日)まで休館したが、相談事業については、面接相談を電話相談に替え継続して実施した。

6月1日(月)より開館時間帯を短縮(当面)し、相談事業、一部の居場所事業など可能なものから順次業務を再開、開館している。研修室の団体利用は、3密回避のため7月末まで休止している。

## (2) らぶらす相談事業「女性のための悩みごと・DV相談」の拡充

新型コロナウイルス感染拡大防止で家族が自宅に居る機会が増え、女性の悩みごとやDV相談が増えることを想定し、5月10日(日)より、相談時間帯及び相談日を拡大した。詳細は資料9-2及び資料9-3のとおり。

## (3) 特別定額給付金における「配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難している方の申出」に関する調整

「特別定額給付金」について、配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難しており、住民票を移すことができない方等が居住地で支給申請を行う際の事前申出を、配偶者暴力、高齢者・障害者虐待等の相談を行う総合支所保健福祉センターで対応している。詳細は資料9-4のとおり。

### 3 多文化共生分野における区の実践

#### (1) やさしい日本語を活用した情報発信

区ホームページにて、新型コロナウイルス感染症に関する情報、特別定額給付金に関する情報を、やさしい日本語を用いて周知した。その他、東京都外国人新型コロナ生活相談センター（TOCOS）など、外国人対応に特化した関連情報のリンクを上記ページに貼付することで一元的なページ構成としている。詳細については以下URL（QRコード）のとおり。

<上記 及び のURL >

【外国人の方へ（やさしいにほんご）】新型（しんがた）コロナウイルス（COVID-19）について

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujii/bunka/007/d00184389.html>



【外国人の方へ（やさしいにほんご）】特別定額給付金（とくべつていがくきゅうふきん）について

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujii/bunka/007/d00185681.html>



#### (2) 外国人からの相談対応

新型コロナウイルス感染症に関する相談に対し、区では以下のとおり対応している。

電話・来庁による相談対応

日本語のできない外国人については、常設の外国人相談窓口にて一次的に相談を受け付け、世田谷保健所や都の関連窓口と連携しながら対応する。

受付時間：平日午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

対応言語：英語：平日 中国語：月・火・木

<外国人相談窓口 >

<https://www.city.setagaya.lg.jp/theme/001/006/d00018426.html>



オンラインによる相談対応

せたがや国際交流センターホームページ内のお問い合わせフォームより、メールで相談を受け付け、国際課及び関係所管と連携しながら対応する。

受付言語：英語・韓国語・中国語・その他

職員は日本語及び英語のみ対応が可能であるため、それ以外の言語で相談を受け付けた場合は、翻訳のうえ日本語もしくは英語で回答する。

<せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや） >

<https://crossing-setagaya.com/question/>





令和2年6月2日  
生活文化政策部  
人権・男女共同参画担当課

## 世田谷区立男女共同参画センターらぷらすによる「女性のための悩みごと・DV相談」 の実施曜日および実施時間の拡充について

現在、世田谷区立男女共同参画センターらぷらすでは、「女性のための悩みごと・DV相談」を実施している。新型コロナウイルス感染拡大防止により、家族が自宅に居る機会が増えており、女性の悩みごとやDV相談が増えることを想定し、実施曜日及び実施時間を拡充した。

### 1 実施概要

「女性のための悩みごと・DV相談」 ☎ 03 - 6804 - 0815（予約不要）

| 実施日 | 現行                 | 時間数  | 拡充後                           | 時間数  |
|-----|--------------------|------|-------------------------------|------|
| 火曜日 | 10時～13時<br>14時～16時 | 5時間  | 10時～13時<br>14時～16時<br>17時～20時 | 8時間  |
| 水曜日 | 14時～17時<br>18時～20時 | 5時間  | 14時～16時<br>17時～20時            | 5時間  |
| 木曜日 | 12時～13時<br>14時～16時 | 3時間  | 12時～16時<br>17時～20時            | 7時間  |
| 土曜日 | 10時～13時<br>14時～16時 | 5時間  | 10時～13時<br>14時～16時            | 5時間  |
| 日曜日 |                    |      | 10時～13時<br>14時～16時            | 5時間  |
| 合計  |                    | 18時間 |                               | 30時間 |

### 2 実施時期

令和2年5月10日（日）から当面の間

### 3 周知方法

区、男女共同参画センターらぷらすホームページなど



# 女性のための 悩みごと・DV相談

家庭、人間関係、生き方、日々の生活や将来への不安等のさまざまな問題や、配偶者やパートナー等からの暴力やモラルハラスメントについて悩む女性のための相談です。ひとりで悩まずに、相談員と一緒に考えていきましょう。相談は無料、秘密は厳守します。

相談日・  
相談時間を  
拡大しました!

## 相談日・相談時間

夜間及び日曜日も  
ご利用いただけます



午前10時～午後1時  
午後2時～午後4時  
午後5時～午後8時



午後2時～午後4時  
午後5時～午後8時



正午～午後1時  
午後2時～午後4時  
午後5時～午後8時



午前10時～午後1時  
午後2時～午後4時



らぶらすHP

## 相談方法

電話 ※面接相談を希望の方も、まずはお電話ください

# 03-6804-0815

(相談日のみ)



※DV（ドメスティック・バイオレンス）について

「なぐる」「ける」といった身体への暴力だけがDVではありません。「大声でどなる」「無視する」「友人・知人との交際を制限する」「性行為を強要する」「避妊に協力しない」などの行為もDVです。

### お問い合わせ

世田谷区立男女共同参画センターらぶらす  
〒154-0004世田谷区太子堂1-12-40 グレート王寿ビル3～5階  
電話 03-6450-8510 FAX 03-6450-8511  
らぶらすHP <http://www.laplace-setagaya.net/>



らぶらすHP

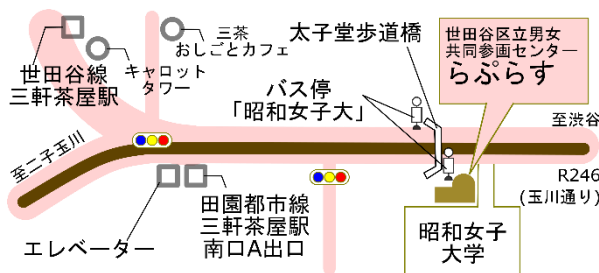


Facebook



Twitter

世田谷区HP テーマから探す→施設・公園・けやきネット→  
暮らし・生活関連施設→男女共同参画センターらぶらす  
だれもが自分らしさをプラス、らぶらす



【電車】東急田園都市線・世田谷線「三軒茶屋」駅下車徒歩7分  
【バス】東急バス・小田急バス「昭和女子大」下車  
小田急バス（駒沢陸橋～北沢タウンホール）「三軒茶屋」下車

令和2年5月27日発行

世田谷区からのお知らせです

## 配偶者やその他親族からの暴力、性暴力被害、貧困その他の理由が複合的に重なるなどして避難している方へ 特別定額給付金の支給について、お知らせいたします

特別定額給付金は、令和2年4月27日（基準日）に、市区町村の住民基本台帳に記録されている方を対象に支給されます。給付金額は、世帯構成員1人につき10万円です。特別定額給付金の申請手続きは、後日、改めてお知らせしますが、避難している方が世田谷区で申請するために、あらかじめ申し出が必要な場合がありますのでお知らせいたします。まずは、お住まいの地域の保健福祉センター（裏面をご覧ください）に、速やかにご相談ください。

【住民票が他の自治体にあり、現在、世田谷区にお住まいの方】

【世田谷区内にお住まいだが、住民票は区内の別の場所にある方】であって

- ・配偶者やパートナーからの暴力により避難している方
- ・性暴力被害者で避難中である方
- ・親族からの暴力等で家に戻らず避難中である方
- ・親族からの暴力（虐待）を受けている障害者、高齢者で避難中である方（施設等への入所等の措置を採られている方を除く）
- ・その他理由があり家を出て避難中である方

などは、お住まいの地域の総合支所保健福祉センターに「申出書」を提出していただく必要があります。

一定の条件を満たしていることが確認できれば、世帯主でなくても、一緒に暮らしている方（お子様等）の分を含めて、特別定額給付金を申請し、受け取ることができます。

1 「申出書」は、各総合支所保健福祉センターに用意しています。また、世田谷区ホームページでもダウンロードできます。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/008/004/d00185670.html>

2 「申出書」は、各区市町村の特別定額給付金の申請書の提出締切日まで提出できます。

3 「申出書」の提出にあたり、お話をお伺いし、以下のいずれかの状態にあることを確認させていただきます。また、必要に応じて区で「確認書」を作成します。

- (1) 配偶者暴力防止法に基づく保護命令決定書をお持ちの方（保護命令決定書の謄本または抄本を持参ください）
- (2) 婦人相談所や配偶者暴力相談支援センターが発行した「証明書」や、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、または区市町村における担当部署、民間支援団体（一定の要件があります）が発行した「確認書」をお持ちの方
- (3) 令和2年4月28日以降に住民票をお住まいの区市町村に移し、住民基本台帳法の閲覧制限などの「支援措置」の対象となっている方、または支援措置申出書が受理されている方

裏面につづきます

4 申出書提出の際には、本人確認をさせていただきます。

ご本人であることを確認できる書類をお持ちください。書類が手元がない場合は、公共料金の支払関係書類などで代用できる場合もありますので、ご相談ください。なお、保健福祉センターで本人確認が済んでいる方は、改めて確認させていただく必要はありません。

5 「申出書」に基づき、お住まいの住所などの情報は知らせずに、住民票がある市区町村へ、他の自治体で給付を代行する旨を連絡します。

6 後日、特別定額給付金の申請手続きに必要な書類をお送りします。

7 お問い合わせ先・申出書の提出先

お住まいの地域の総合支所保健福祉センターで、問い合わせ、申出書の提出をお受けします。代理の方が提出することもできます。

受付時間：月曜日から金曜日（祝休日を除く）午前8時30分から午後5時まで

|  |  |
|--|--|
| 配偶者やその他親族からの暴力、性暴力被害、貧困その他の理由が複合的に重なるなどして避難している方   | 親族からの暴力（虐待）を受けている障害者、高齢者で避難中である方（施設などへの入所等の措置を採られている方を除く）  |
| 世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課<br>世田谷区世田谷4-22-33<br>電話 03-5432-2915<br>FAX 03-5432-3034                             | 世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課<br>世田谷区世田谷4-22-33<br>電話【地域支援】03-5432-2850<br>電話【障害支援】03-5432-2865<br>FAX 03-5432-3049 |
| 北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課<br>世田谷区北沢2-8-18<br>電話 03-6804-7525<br>FAX 03-6804-7994<br>(令和2年6月より、FAX 03-6804-9044) | 北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課<br>世田谷区北沢2-8-18<br>電話【地域支援】03-6804-8701<br>電話【障害支援】03-6804-8727<br>FAX 03-6804-8813    |
| 玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課<br>世田谷区玉川1-20-21<br>電話 03-3702-1189<br>FAX 03-3702-1336                               | 玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課<br>世田谷区玉川1-20-21<br>電話【地域支援】03-3702-1894<br>電話【障害支援】03-3702-2092<br>FAX 03-5707-2661   |
| 砧総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課<br>世田谷区成城6-2-1<br>電話 03-3482-1344<br>FAX 03-5490-1139                                  | 砧総合支所保健福祉センター保健福祉課<br>世田谷区成城6-2-1<br>電話【地域支援】03-3482-8193<br>電話【障害支援】03-3482-8198<br>FAX 03-3482-1796      |
| 烏山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課<br>世田谷区南烏山6-22-14<br>電話 03-3326-6155<br>FAX 03-3308-3036                              | 烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課<br>世田谷区南烏山6-22-14<br>電話【地域支援】03-3326-6136<br>電話【障害支援】03-3326-6115<br>FAX 03-3326-6154  |

高齢者の方のご相談 地域支援、障害（児）者の方のご相談 障害支援

特別定額給付金制度についての一般的なお問い合わせは、「世田谷区 特別定額給付金専用ダイヤル」にお願いいたします。電話 03-6738-9205(午前8時30分から午後6時まで) 土・日曜、祝日を除く